

第5節 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1 基本的な考え方

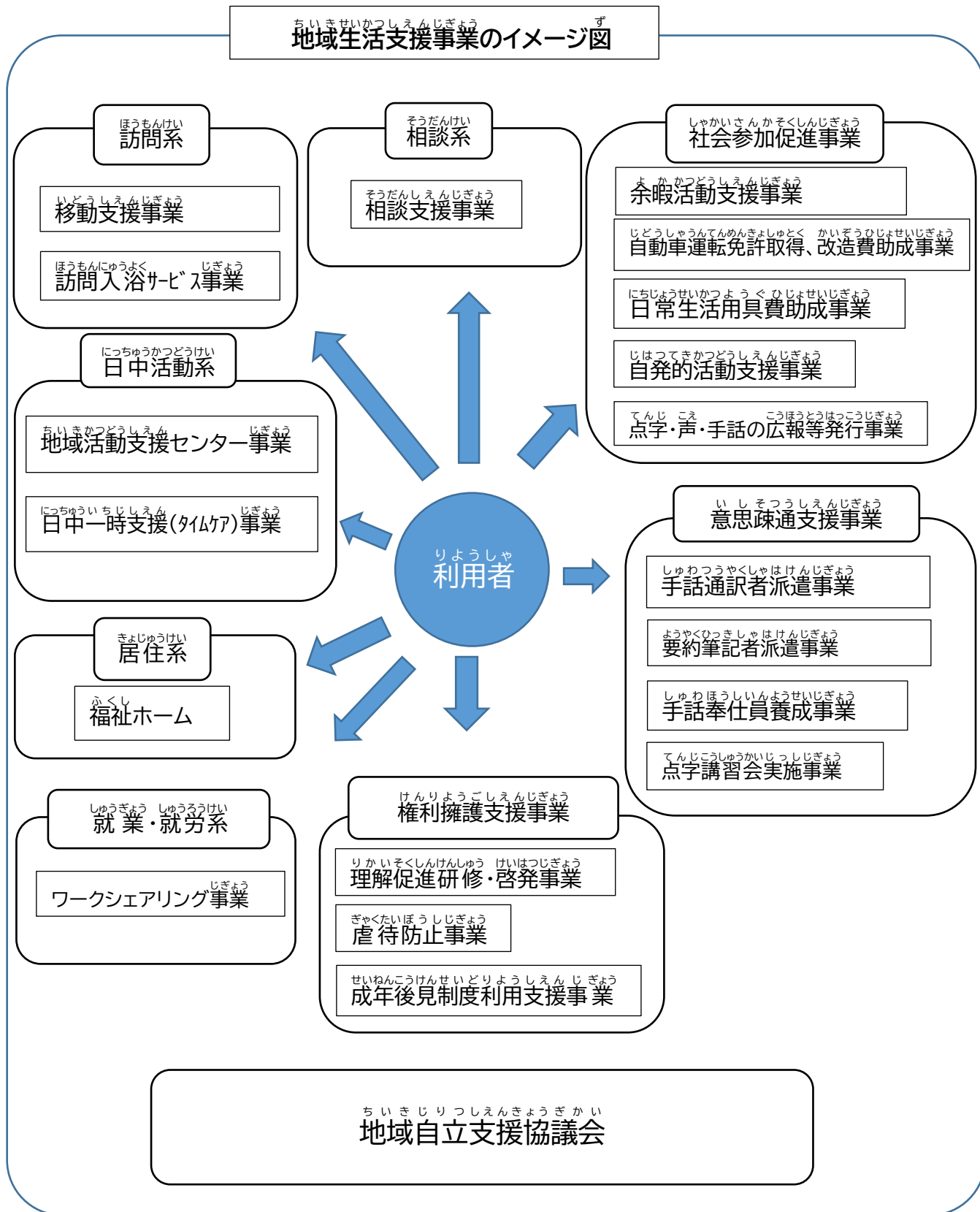
地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。国の基本指針に掲げる以下「7つの成果目標」の達成に向けて、障がい福祉サービスと共に整備を進めていきます。

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行(P83)
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(P86)
- ③ 地域生活支援の充実(P89)
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等(P93)
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等(P96)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等(P100)
- ⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(P103)

【見込量設定の基本的な考え方】

第4節「障がい福祉サービスと障がい児通所支援等の見込量及び確保策について」と同様の考え方に基づき、令和5年度現在のサービス利用の状況及びこれまでの利用状況や第6期計画の進捗状況、新たなサービス利用のニーズ等を総合的に勘案して定めます。

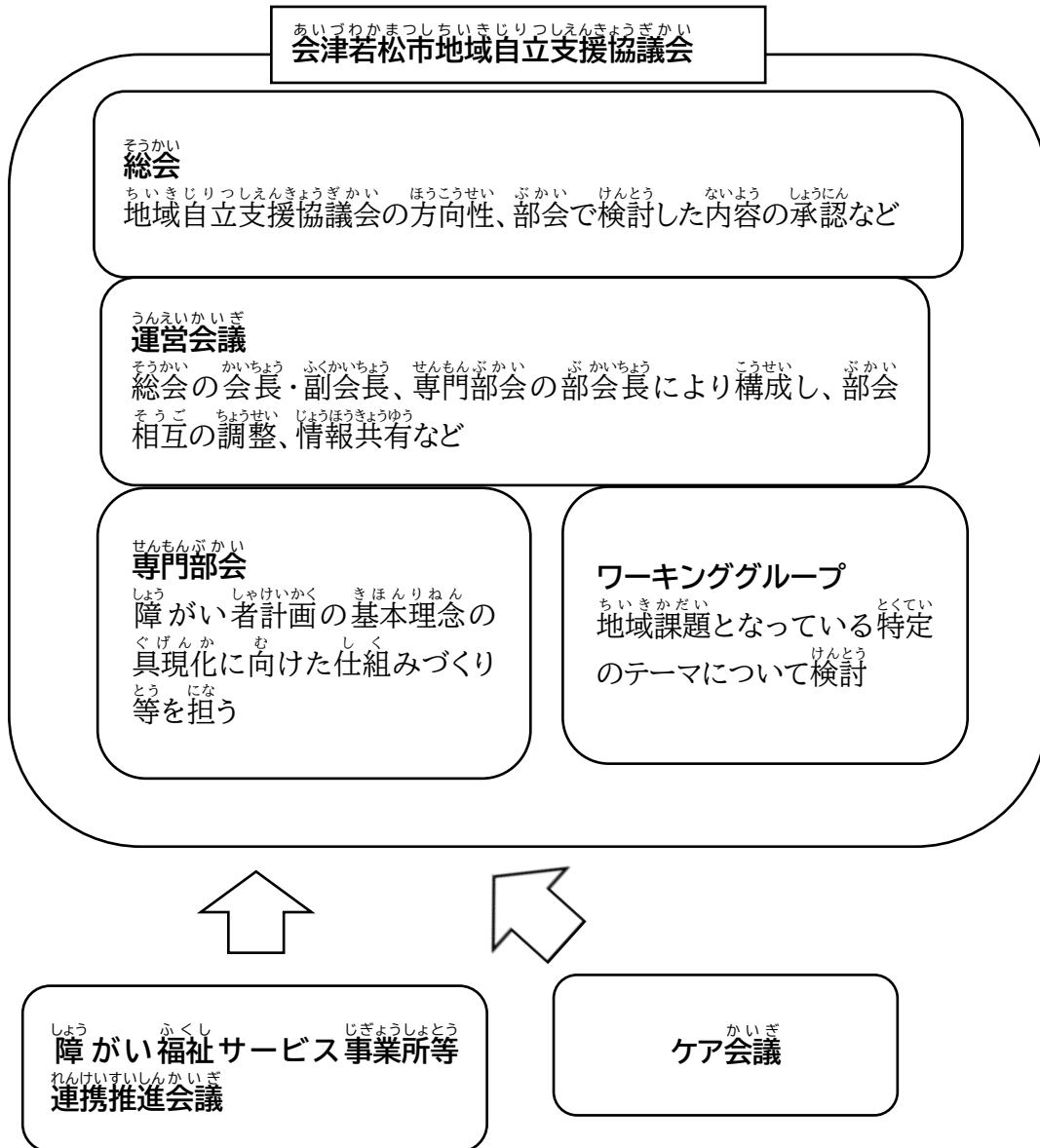
ちいきせいかつしえんじぎょう
地域生活支援事業のイメージ図



第2 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障がいのある人が地域で自分らしい生活を営むための支援体制を構築することを目的として、平成19年1月に設置(平成24年度の法改正により協議会を再編し、会議形式から、市が法律に基づく組織として設置)しています。

具体的には、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や団体、民間事業者などで構成し、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に掲げる仕組みづくりや同計画の進行管理、個別事例の検討による地域のサービス基盤の開発や改善、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議や支援会議から見出された地域課題の解決などを担っています。



第7期計画における各年度の見込量

地域自立支援協議会	令和6～11年度
実施の有無	あり

○地域自立支援協議会の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

地域自立支援協議会については、福祉の枠組みを超えた幅広い連携・ネットワークをより一層強化しながら、主に次の取組を行っていきます。

- ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標達成に向けた取組
- ・相談支援及び障がい児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保
- ・サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画の質の向上
- ・個別事例の検討による地域のサービス基盤の開発や改善
- ・地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化
- ・施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発
- ・障がい者虐待防止のための関係機関等との連携強化
- ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理(P D C A サイクル)

第3 理解促進研修・啓発事業

市民に対して障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業です。

第7期計画における各年度の見込量

理解促進研修・啓発事業	令和6～11年度
実施の有無	あり

○理解促進研修・啓発事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮推進のため、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人への理解を深めることができるよう、理解促進に取り組めます。
- ・障がい者差別解消や障がい理解のための出前講座、地域自立支援協議会だよりの発行、市政だより等を活用した広報活動をしていきます。
- ・「会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例」に基づき、障がい特性に応じたさまざまなコミュニケーション手段の理解促進に取り組めます。

第4 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族団体、地域住民団体等の自発的活動を支援する事業です。地域全体で障がいのある人を支え合う共生社会の実現を目指します。

具体的には、ピアサポートの実施、災害対策活動、孤立防止活動、社会復帰活動、ボランティア養成・活動に対する支援などがあります。

第7期計画における各年度の見込量

自発的活動支援事業	令和6～11年度
実施の有無	あり

○自発的活動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障がい者団体等活動費補助制度について、関係団体等へ分かりやすい説明、広報を行うとともに、市民との交流を促進する活動を紹介し、周知を行います。

第5 相談支援事業

本市では、相談支援事業として以下の4つの事業を実施し、障がいのある人やその家族等からの様々な相談対応を行うとともに、障がいのある人の虐待の防止等、権利擁護に関する援助を行っています。

種類	内容
基幹障がい者相談支援事業(基幹相談支援センター事業)	地域の相談支援体制の強化を図るため、その中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備する事業です。
地域障がい者相談支援事業	身近な地域においてきめ細かな相談支援を提供できるように、市内7つの日常生活圏域ごとに「地域障がい者相談窓口」を整備する事業です。
居住サポート事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいないなどの理由により入居が困難な人を支援する事業です。
障がい者虐待防止事業	「障がい者虐待防止センター」を設置し、障がいのある人の虐待に関する相談等に応じるとともに、虐待通報や届出を受理し早期対応等を行う事業です。

本市では、平成12年に「会津若松市障がい者総合相談窓口」を整備し、障がい者相談支援事業を実施しております。平成19年4月には「居住サポート」の機能を付加し、住まいの確保に係る支援も提供しています。また、平成25年には「基幹相談支援」の機能も付加し、地域の中核的な相談機関として位置づけました。

その後、市内7つの日常生活圏域ごとに、より身近な地域における相談窓口として「地域障がい者相談窓口」の整備を計画し、平成25年から整備を開始し、第6期計画期間においては、2ヶ所増設しました。

さらに、平成24年度に創設された「計画相談支援」が、障がい福祉サービス利用者への導入が必須になったことを受け、「計画相談支援」を提供する「相談支援事業所」の整備も進んでいます。

本市では、以上の「障がい者総合相談窓口」「地域障がい者相談窓口」「相談支援事業所」による重層的な相談支援体制を構築し、障がいのある人やその家族等からの様々な相談に対応しています。

また、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待の防止に取り組み、虐待への早期対応体制を整備するため、同月、「障がい者虐待防止センター」を設置しています。さらに平成27年度に高齢者・障がい者虐待防止ネットワークを組織し、地域全体で虐待の防止等に取り組む体制を構築しています。

【本市の日常生活圏域】※会津若松市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画抜粋

日常生活圏域とは、概ね30分以内に駆けつけられる区域とされ、本市では地域コミュニティの単位である小学校複数単位を基本として人口規模等に配慮して設定しています。

圏域名	小学校区域
若松第1圏域	行仁、鶴城、東山小
若松第2圏域	謹教、城西、小金井小
若松第3圏域	城南、門田、大戸小
若松第4圏域	城北、神指、日新、永和小

圏域名	小学校区域
若松第5圏域	一箕、松長、湊小
北会津圏域	荒館、川南小
河東圏域	河東学園

【障がい者相談窓口の設置経過】

設置時期	窓口名称	支援対象小学校区域
平成12年10月	障がい者総合相談窓口	市内全域
平成25年10月	第2地域障がい者相談窓口	謹教・城西・小金井小
平成29年12月	第5地域障がい者相談窓口	一箕・松長・湊小
令和5年1月	第3地域障がい者相談窓口	門田・城南・大戸小
令和5年10月	北会津地域障がい者相談窓口	荒館・川南小

第7期計画における各年度の見込量

相談支援事業		令和6～7年度	令和8～11年度
基幹障がい者相談 支援事業（基幹相談 支援センター事業）	基幹相談支援センタ 一の設置の有無	あり 有 （機能付与）	あり 有
地域障がい者相談 支援事業	地域障がい者相談 窓口整備済の圏域数	6	7
居住サポート事業	実施の有無		あり 有
障がい者虐待防止 事業	実施の有無		あり 有

相談支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・基幹障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター事業）について、基幹相談支援センターを
 設置するまでの間は、障がい者総合相談窓口へ基幹相談支援機能を継続的に付与し、引き
 続き、相談支援体制の充実・強化に取り組めます。今後は、基幹相談支援センターの設置のあ
 り方等を研究し、設置に努めます。
- ・地域障がい者相談支援事業については、今後も、残る未整備圏域への地域障がい者相談
 窓口の整備に努めます。
- ・居住サポート事業については、今後も、その機能の維持に努めます。
- ・障がい者虐待防止事業については、今後も、関係機関と連携した障がい者虐待防止の取組
 を実施します。

第6 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度の利用を支援する事業です。申立者がいない方の市長申し立てや報酬の支払いが難しい方への補助、法人後見を行う団体の支援などを行います。

第7期計画における各年度の見込量

成年後見制度利用支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	21	22	23	24	25	26
成年後見制度法人後見支援事業 実施の有無	あり					

○成年後見制度利用支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 会津若松市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、その方の人権を守ることができるよう、会津権利擁護・成年後見センターなどの関係機関と連携し、制度の広報や関係者に対する研修等の取組を行います。
- 成り手不足解消のため、市民後見人の育成や法人後見の支援に取り組めます。

第7 意思疎通支援事業

1 手話通訳者派遣事業

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者を派遣する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

手話通訳者派遣事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
手話通訳者数	17	18	18	19	19	20
実利用者数	80	82	82	85	85	87
手話通訳者派遣件数	1,530	1,550	1,550	1,600	1,600	1,620

2 要約筆記者派遣事業

聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な人のコミュニケーションを支援するため、要約筆記者を派遣する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

要約筆記者派遣事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
実利用者数	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣回数	3	3	3	3	3	3

3 手話奉仕員養成事業

手話奉仕員養成事業は日常会話の手話表現技術を習得し、聴覚障がい者との交流促進を担う「手話奉仕員」を養成する事業です。会津若松市では「手話講習会」の名称で実施しており、その内容は「入門」と「基礎」の2部構成となっています。

第7期計画における各年度の見込量

手話奉仕員養成事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受講者数	50	50	50	50	50	50
うち修了者数	10	10	10	10	10	10

4 点字講習会実施事業

本事業は点字の技術を身に付けるとともに、学習を通して視覚障がいや視覚障がいのある人への理解を深めてもらうための事業です。

第7期計画における各年度の見込量

点字講習会	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受講者数	10	10	10	10	10	10

○意思疎通支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・手話通訳派遣事業については、手話を言語とする聴覚障がい者の高齢化が進み、医療・介護関係の通訳派遣が増えることが予想されます。またそれを担う手話通訳者の高齢化も進んでいることから、新たな登録手話通訳者の確保や育成にかかる体制づくりに努めていきます。
- ・タブレット等を用いた遠隔手話通訳のさらなる活用に努めていきます。
- ・手話通訳者および要約筆記者派遣事業を必要とする人が制度を利用できるよう、意思疎通支援事業のさらなる周知を図っていきます。
- ・手話奉仕員養成講座については、希望者が参加できるよう、事業の周知に努めます。併せて、手話サークル等の活動への促しや、県が主催する「手話通訳者養成講座」など手話に関する情報提供を行い、手話学習に対する関心を持続できるよう工夫していきます。
- ・手話奉仕員養成講座修了者を対象とした「ステップアップ講座」を実施し、手話学習の機会の継続に努めます。
- ・点字講習会については、周知方法の工夫や内容の充実を図りながら、より多くの市民に障がいや障がいのある人への理解を深めてもらうことができるようにしていきます。

第8 日常生活用具費助成事業

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などの購入を支援する事業です。

第7期計画における各年度の見込量

日常生活用具費助成事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
介護・訓練等支援用具 件数	けんすう 件数	9	9	9	12	12	12
うち児童分 件数	けんすう 件数	3	2	3	3	3	3
自立生活支援用具 件数	けんすう 件数	11	13	13	15	15	15
うち児童分 件数	けんすう 件数	4	4	4	4	4	4
在宅療養等支援用具 件数	けんすう 件数	20	22	22	23	23	23
うち児童分 件数	けんすう 件数	3	3	3	3	3	3
情報・意思疎通 支援用具 件数	けんすう 件数	30	35	35	40	40	45
うち児童分 件数	けんすう 件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具 件数	けんすう 件数	2,925	2,978	3,031	3,054	3,085	3,138
うち児童分 件数	けんすう 件数	125	128	131	135	139	143
住宅改修費 件数	けんすう 件数	1	2	2	2	2	2
うち児童分 件数	けんすう 件数	0	0	0	0	0	0
合計 件数	けんすう 件数	2,996	3,059	3,112	3,146	3,177	3,235
うち児童分 件数	けんすう 件数	135	137	141	145	149	153

○日常生活用具費助成事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・今後も分かりやすい情報提供に努めるとともに、日常生活用具の利用希望者や対象者への周知に努め、障がいのある人の日常生活の利便性の向上に努めます。
- ・日常生活用具の性能向上や新たな品目などの情報収集を行い、利用希望者や対象者のニーズを踏まえた助成対象品目の見直しや追加を行っていきます。

第9 移動支援事業

社会生活に必要な外出又は余暇活動等の参加のための外出をする際に、移動の介護が必要な障がいのある人で、障がい福祉サービスの対象外の人に対して、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援及び移動先での必要な介助を行う事業です。一人を個別に支援する「個別支援型」と複数の人を同時に支援する「グループ支援型」を行っています。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ、の事業所数

移動支援事業 (ガイドヘルパー派遣事業)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	9(2)	9(2)	9(2)	10(2)	10(2)	10(2)
実利用者数	90	92	92	92	94	94
うち児童分	5	5	5	5	5	5
の延べ時間数(時間)	3,750	3,830	3,830	3,830	3,910	3,910
うち児童分	156	156	156	156	160	160

○移動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・サービス提供体制の確保に向けて、報酬単価を国の報酬改定に合わせて見直すとともに、障がい福祉サービス事業所等連携推進会議などを活用し事業所相互の連携強化や、質の高いサービス提供体制の整備を図ります。
- ・特別支援学校への通学練習の利用など、事業の利用方法について周知を図ります。

第10 地域活動支援センター事業

障がいのある人に、創作活動や生産活動の機会を提供し、社会参加、交流促進を図る事業です。事業内容によってⅠ型からⅢ型までの3つの類型に分類されます。

るいけい 類型	じぎょうないよう 事業内容	じつりようにんずう 実利用人数
ちいきかつどうしえん センターⅠ型	創作的活動や生産活動などの機会の提供に加え、専門職員を配置し、医療、福祉、地域との連携強化のための調整やボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業の相談支援事業を併せて実施します。	実利用人数 20 人以上
ちいきかつどうしえん センターⅡ型	創作的活動や生産活動などの機会の提供に加え、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供します。	実利用人数 15 人以上
ちいきかつどうしえん センターⅢ型	創作的活動や生産活動などの機会を提供します。	実利用者人数 10 人以上

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみの事業所数

地域活動支援センター事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
I型	実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	実利用者数	1	1	1	1	1	1
	延べ利用回数(人日)	269	269	269	269	269	269
II型	実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
	実利用者数	34	34	34	34	34	34
	延べ利用回数(人日)	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
III型	実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
	実利用者数	5	5	5	5	5	5
	延べ利用回数(人日)	350	350	350	350	350	350
合計	実施箇所数	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)	1(2)
	実利用者数	40	40	40	40	40	40
	延べ利用回数(人日)	3,919	3,919	3,919	3,919	3,919	3,919

○地域活動支援センター事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスでは対応が難しい利用者のニーズに沿ってサービスが提供できるよう、支援体制の維持を図ります。
- ・他の日中活動との機能・役割を整理しながら、適切なアセスメントによって必要なサービスが提供できるよう今後も取り組みを進めていきます。
- ・重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に位置付けられていることから、センターの在り方について検討していきます。

第11 その他の事業

訪問系

訪問入浴サービス事業

居宅で入浴することが困難な身体障がい者などに対し、ヘルパーと看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、専用の浴槽で、入浴介助のサービスを行う事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ

訪問入浴サービス事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)	2(0)
実利用者数	4	5	5	5	6	6
うち児童分	0	0	0	0	0	0
の延べ利用回数(人日)	360	450	450	450	540	540
うち児童分	0	0	0	0	0	0

訪問入浴サービス事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

今後も引き続き利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

にっちゅうかつどうけい
 - 日中活動系 -

にっちゅういちじしえん じぎょう
 日中一時支援(タイムケア)事業

しょうがいのある人に、日中における活動の場を提供するとともに、介護を行っている家族の就労支援や一時的な休息の確保を支援する事業です。

だい きけいかく かくねんど みこみりよう
 第7期計画における各年度の見込量 ※実数は市内のみ、()内は市外のみ、事業所数

にっちゅういちじしえん じぎょう (タイムケア)事業	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じっしかしやうすう 実施箇所数	11(0)	12(0)	12(0)	12(0)	12(0)	12(0)
じつりようしやうすう 実利用者数	79	81	82	83	85	86
うちじどうぶん うち児童分	47	48	49	50	51	52
の りようかいすう にんにち 延べ利用回数(人日)	6,145	6,304	6,385	6,467	6,631	6,717
うちじどうぶん うち児童分	3,445	3,524	3,605	3,687	3,771	3,857

にっちゅういちじしえん じぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
 ○日中一時支援(タイムケア)事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- ・日中活動系サービスや障がい児通所支援を補い、家族の就労支援やレスパイト等のためのニーズが見込まれることから、今後も引き続き、提供体制の充実に努めます。
- ・また、障がいのある子どもの利用においては、通学支援や保護者の就労支援などのためのニーズが高いことから、継続して提供事業所や提供内容の拡充に努めます。

— 居住系 —

福祉ホーム事業

居宅において生活することが困難な人を対象に、低額な料金で住まいの場を提供し、日常生活に必要な便宜を図る事業です。

第7期計画における各年度の見込量

※実数は市内のみ、()内は市外のみ

福祉ホーム事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)	0(1)
実利用者数	1	1	1	1	1	1

○福祉ホーム事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

本事業は、精神科病院からの退院者など、自力で生活する能力はあるが、居住先が見つからない方の、一時的な受け皿となっており、地域で生活する場を提供するために、事業を継続していきます。

— 社会参加促進事業 —

1 余暇活動支援事業

余暇における学習機会や活動拠点の提供により、障がいのある人が主体的な活動や地域との交流など様々な社会参加活動を行えるよう支援する事業です。「余暇活動支援センターふらっと」を拠点とし、障がいのある人が気軽に立ち寄れる交流の場を提供するとともに、イベントの開催や自主活動の支援を行っています。

第7期計画における各年度の見込量

実数は市内のみ、()内は市外のみ

余暇活動支援事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
のりようしゃすう(人)	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600

よ か かつどうしえんじぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○余暇活動支援事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

・新規利用者が参加しやすくなるよう、引き続き周知活動を行い、地域とのつながりも大切にしながら障がいのある人の自主活動支援を推進します。また、支援が必要な方にはサービス利用等の適切な支援につなげるため、相談支援機関や障がい福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ります。

じどうしゃうんてんめんきよしゅとく かいぞうひよせいじぎょう
2 自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障がい者の活動支援のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

だい きけいかく かくねんど みこみりよう
第7期計画における各年度の見込量

	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
じどうしゃうんてんめんきよしゅとくひよせいじぎょう 自動車運転免許取得費助成事業 助成件数	1	1	1	1	1	1
じどうしゃかいぞうひよせいじぎょうひよせいけんすう 自動車改造費助成事業助成件数	4	4	4	4	4	4

じどうしゃうんてんめんきよしゅとく かいぞうひよせいじぎょう ひつよう みこみりようかくほ ほうさく とりくみ ほうこう
○自動車運転免許取得・改造費助成事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

・自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成について、引き続き事業の周知を図ります。

てんじ こえ しゅわ こうほうとうはっこうじぎょう
3 点字・声・手話の広報等発行事業

てんじ しせい てんじ こうほうぎかい
○点字の市政だより、点字の広報議会

視覚障がい者のうち、希望者を対象に、広報紙(市政だより、広報議会)の点字版を提供しています。

こえ しせい こえ こうほうぎかい
○声の市政だより、声の広報議会

視覚障がい者や、パソコン・デジタルオーディオプレイヤーなどの利用者を対象に、広報紙(市政だより、広報議会)の内容を音声で配信しています。

しゅわ しせい
○手話の市政だより

手話を言語としているろう者を対象に、市政だよりの内容を手話言語で配信しています。

第7期計画における各年度の見込量

点字・声・手話の広報等発行事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
点字の市政だより 点字の広報議会	実利用者数	17	17	17	17	17	17
声の市政だより 声の広報議会	実利用者数	28	28	28	28	28	28
手話の市政だより	実施の有無	あり 有					

○点字・声・手話の広報等発行事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

- 点字、声の広報等発行事業については、視覚障がい者の情報取得のため支援体制を維持します。点字や音読に係る人材確保や提供体制の整備と、事業の周知に努めていきます。
- 手話の市政だよりについては、令和5年度から実施しています。今後も、手話を言語とするろう者の情報取得と市民の理解促進のため事業の周知に努めていきます。

－就業・就労系－

障がい者ワークシェアリング事業

市役所において、障がいのある人に職場体験的に働く場を提供すると共に、労働対価を支払い、就労意欲の喚起を図るための事業です。

第7期計画における各年度の見込量

障がい者ワークシェアリング事業	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実利用者数	60	60	60	60	60	60
の延べ時間数(時間)	720	720	720	720	720	720

○障がい者ワークシェアリング事業の必要な見込量確保のための方策と取組の方向

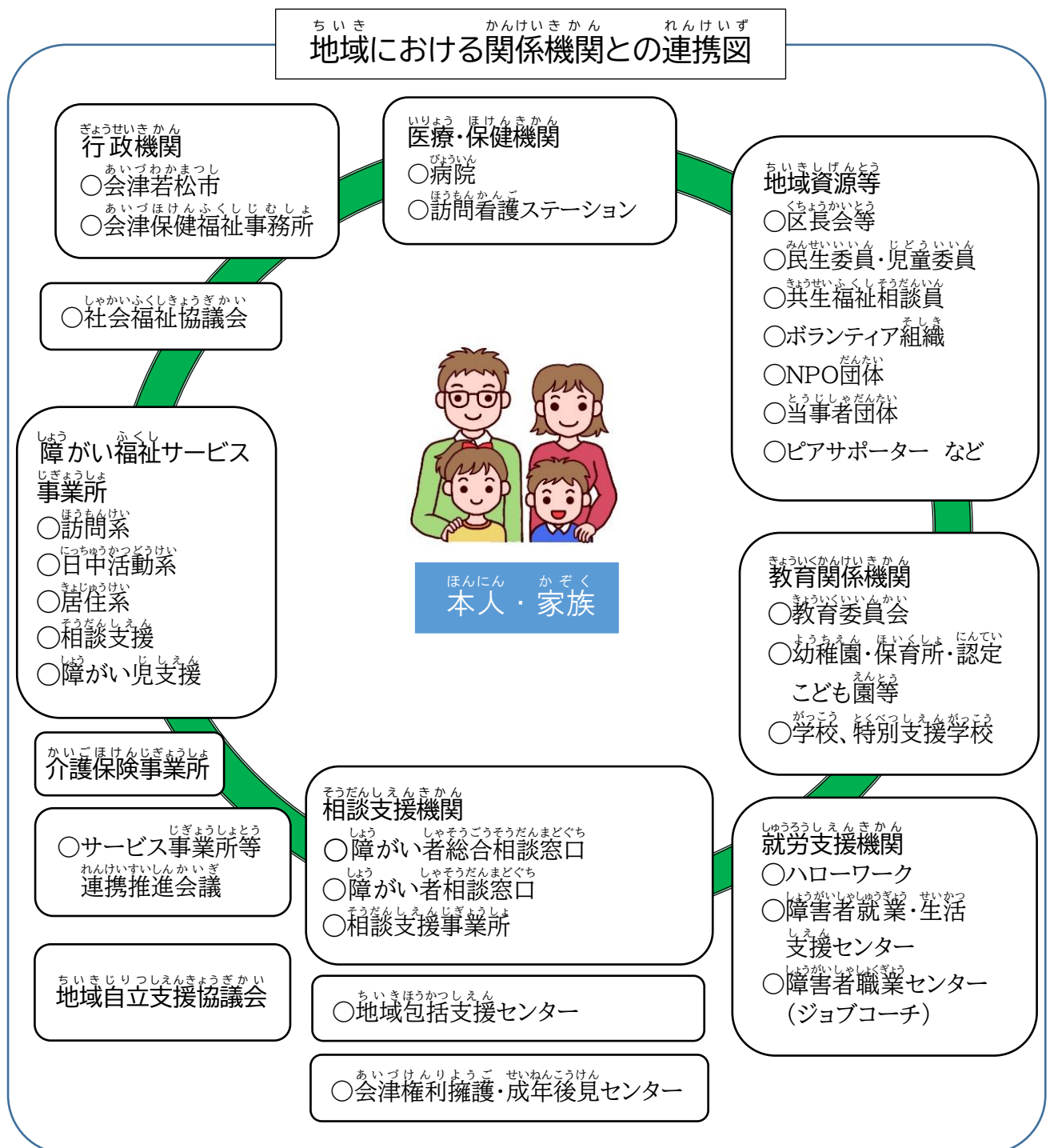
- 業務の固定化の問題を解消し、積極的な参加や事業の周知を進めていきます。
- 障がいのある人の就労意欲の喚起や活躍の場の確保、さらに一般就労を促進するため、市役所における障がい者雇用推進体制の連携強化を図り、市の障がい者雇用のあり方についても検討していきます。

第6節 関係機関等との連携に関する事項

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を実施するにあたって、障がい福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるためには、市の福祉関係部局のみではなく、医療、教育、雇用等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、医療機関、教育機関、ハローワーク、その他の関係機関との連携が必要です。

本市においては、地域における関係機関との連携を進め、「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組めます。

地域における関係機関との連携図



地域における取組

- 地域福祉計画に基づき、障がいのある人が住みやすい地域となるよう見守りや支え合いの支援に取り組んでいきます。
- 区長会や町内会、民生委員・児童委員などと連携しながら、障がいのある人が地域の各種行事や地域活動に気軽に参加できるよう地域交流を推進していきます。また、災害時等の見守りや声かけ支え合い等の支援体制の構築に取り組んでいきます。
- 地域のボランティア団体や当事者団体、ピアサポーターなどの連携を図り、障がいのある人のニーズに対応できるよう努めていきます。また、障がいのある人がボランティア活動に取り組めるピアサポート体制を確保していきます。

【関連する成果目標】

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

関係機関における取組

- 保健機関、医療機関、教育関係機関、障がい福祉サービス事業所、就労支援機関と連携し適切な福祉サービスを提供していきます。
- 障がいの重い人でも訪問支援によって地域生活が可能となるよう、医療関係者や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等における連携強化に努め、地域生活への移行を推進します。
- 保健機関、医療機関、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所など支援者側の支援スキルなどの質の向上を目指し、支援者側の人材育成、支援者間連携体制の強化を図ります。

【関連する成果目標】

「福祉施設の入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

「福祉施設から一般就労への移行等」(P93)

「相談支援体制の充実・強化等」(P100)

「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P103)

行政における取組

- 障害者差別解消法に基づき、障がいのある人に対する差別の解消を推進します。
- 障がい福祉サービス事業所と行政間の情報の相互提供及び共有化を図るとともに、きめ細かな支援会議を通して利用者のニーズに即した支援に努めます。
- 第7次総合計画や、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康わかまつ21計画等と連携し、調和を図り、障がい福祉の推進に取り組めます。
- 地域自立支援協議会をはじめ、関係機関と連携し、障がいのある人の地域生活における様々な課題の解決に取り組んでいきます。

○障がいのある人や高齢者、子どもたちをはじめ、誰もが、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本市の特性を踏まえながら、「お互いさま」の気持ちで地域の全ての人がつながる「お互いさまでみんなをつなぐまち」を目指すべき姿とした「会津若松市版地域包括ケアシステム」の充実にむけて取り組みます。

【関連する成果目標】

「地域生活支援の充実」(P89)

「福祉施設入所者の地域生活への移行」(P83)

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」(P86)

「相談支援体制の充実・強化等」(P100)

その他の機関における取組

○国民健康保険団体連合会(障がい福祉サービス審査支払機関)との連携により、障がい福祉サービス事業所の支援内容の質向上に努めます。

【関連する成果目標】

「障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」(P103)